

2013年10月25日

消費税率変更の対応について

2013年10月1日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、政府は消費税率を2014年4月1日に5%から8%に引き上げることを閣議決定しました。これに伴い、2014年4月1日以降にご提供する弊社ソフトウェア（PLC）、保守費用（ALC）、サービスに係る消費税率は、8%となります。

ソフトウェア年間保守（ALC）の消費税の取り扱いについて、下記の通りご案内申し上げます。

- 既にお支払済み、または御請求させていただいております保守費用は、2014年4月1日以降の保守期間分について、新税率8%と旧税率5%との差額を2014年4月以降にご請求させていただく予定でございます。
- 本日以降に御請求いたします保守費用につきましては、2014年4月1日以降に係る期間を、新税率8%でご請求させていただきます。

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ：

welcome@optis-japan.jp

OPTIS JAPAN 株式会社

〒105-6033
東京都港区虎ノ門 4-3-1
城山トラストタワー33階

Tél. 03 6684 8479
Fax. 03 6695 8650

www.optis-japan.jp